

平成 23 年

第 5 回飯館村議会臨時会會議録

自 平成 23 年 5 月 25 日
至 平成 23 年 5 月 25 日

飯 館 村 議 会

平成23年第5回飯館村議会臨時会会期日程（案）

(会期1日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	5. 25	水	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

平成23年5月25日

平成23年第5回飯館村議会臨時会会議録（第1号）



平成23年第5回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成23年5月25日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成23年5月25日 午前10時16分				
	閉議	平成23年5月25日 午後 2時52分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 肇	○	12	佐藤長平	○
	署名議員		6番 佐野 幸正	7番 菅野 義人	8番 大和田和夫	
	職務出席者			書記 菅野久子	書記 今井一起 松下義光	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清		教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	高橋一清	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年5月25日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 発議第 4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第39号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第40号 飯館村役場飯野出張所設置条例
- 日程第 7 議案第41号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第42号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

会議の経過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第5回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前10時16分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） 報告します。

○ 本臨時会に村長から送付ありました議案は、条例案件4件、予算案件1件、計5件であります。

次に、本日、議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配布の報告書のとおりであります。

次に、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会が4月25日および5月9日に開かれております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から2月分及び3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第39号から議案第43号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成23年第5回飯館村議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、3月12日以来の福島第一原子力発電所のたび重なる水素爆発事故により放射性物質の被害を受け、4月22日に村は国から計画的避難区域の指定を受けたところであります。この計画的避難区域は、事故発生から1年以内に放射線量が20ミリシーベルトに達する恐れがある地域が指定されたものであり、原則としておおむね1カ月程度を目途に区域外に避難するものであります。村としては避難計画に基づき健康を第一に考えまして、段階的にまず乳幼児・園児及び妊産婦の方がいる世帯、次に18歳未満の方がいる世帯、そして放射線量の高い3行政区に居住されている世帯、最後にそれ以外の世帯の順に避難を進めているところでございます。5月15日には乳幼児・園児及び妊産婦の方がいる世帯約80世帯のうち10世帯64人が福島市内の国家公務員宿舎に避難したところであります。その後、順次避難が進みまして、5月23日現在、3,599名の避難状況でございます。

一方、計画的避難に当たり盗難や犯罪対策のため飯館村丸ごと防犯プランをつくったところであります。今議会の補正予算にもご提案させていただいておりますが、緊急雇用創出事業として村民により全村パトロールができる飯館全村見守り隊の設置と村内全戸にホームセキュリティ設置などを柱に8億2,604万8,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、村内での企業の操業継続については村議会を初め村挙げて国に対して要望活動を続けてまいりましたところでありますが、5月17日に国から特別養護老人ホームと製造業8社の操業継続することが認められたところでございます。今後、それぞれの事業主は放射線量の管理の責任はあるものの、約500人以上の雇用が守られることは今後の復旧復興につながるものと期待しているところでございます。また、継続が認められなかつた村内企業につきましては、5月23日に事業再開へ向けての県補助事業が発表されましたので、村としても国及び県と連携を密にしこれまで以上に再生支援に向け取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、最大の懸案事項でありました農地土壤から放射線物質を除去する件であります。5月19日の国の発表によると、放射線除去のため約5億円の技術開発費が発表されたところでございます。これも村挙げて要望・提言活動をしてきた成果であり、発表によりますと飯館村を実証圃場として農林水産省を中心に文部科学省、経済産業省などが共同で取り組むもので、村の水田、畑を使い8月までに実証事業を行い、この研究成果を踏まえてその後本格的な再生事業を目指すものだとういうふうに思っております。5月28日には飯館村を会場に第1回目の土壤改良プロジェクトが農林水産大臣に出席していただいて開催される予定でございまして、1日でも早く全村民が村に戻れるよう国に対し特段の取り組みをお願いするところでございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第39号は、平成23年度飯館村一般会計補正予算（第2号）でございます。既定予算の総額に10億4,226万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億3,937万8,000円といたしました。

歳出の内訳は、民生費として災害弔慰金250万円、労働費として緊急雇用創出事業費が8億6,414万5,000円であります。消防費として災害対策費1億7,459万8,000円、災害救助費102万円を計上しているところであります。なお、これらを賄う財源として県支出金、財政調整基金を充当するものであります。

議案第40号は、飯館村役場飯野出張所設置条例でございます。これは福島第一原子力発電所の事故により計画的避難区域に指定されたことによりまして、役場機能を村外に移転する必要になったために福島市飯野町字後川10番地の2に飯館村役場飯野出張所を置くため、新たな条例を制定するものであります。

議案第41号は、飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。これは、東日本災害により自治省令と総務省令等の一部改正に伴い飯館村税特別措置条例の当該期間を2年間延長するものであります。

議案第42号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正の主なものは、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を13万円から14万円に、介護給付金課税にかかる課税限度額を10万円から12万円に引き上げるものであります。

議案第43号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の主なものは、災害弔慰金は世帯の生計を主として維持している方が亡くなられた場合には200万円だったわけですが、これが引き上げられて500万円に、その他の方の場合には100万円だったものが引き上げられて250万円がご遺族に対し支給されるというものでございます。このほか、災害見舞金、災害援護資金の貸付金額が引き上げられているところでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時29分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

◎日程第4、発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第4号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第4号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、朗読をもってご説明いたします。

去る3月11日、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故災害によって4月22日に国から計画的避難区域に指定がなされた。村民は初めて経験する村外への避難に対し、村民の方々の苦惱を思いやると心が痛む思いであります。よって、議会我々においても今後の村の総合的な復興を考え、議員報酬月額を平成23年6月1日から平成25年9月30日までの間、現在の10%削減に、なお10%を加え条例に定める当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額に引き下げるものであります。なお、この改正は平成23年6月1日から施行するものであります。

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。大和田和夫君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号「議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第39号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第39号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）について」の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 計画的避難に伴う補正予算ということで、数点確認をしながら議論したいというふうに思っております。

まず補正予算書13ページの支出の方でいろいろただしていきたいというふうに思っております。13ページ、7番賃金の全村見守り隊賃金ということで6億5,665万円の予算が組まれております。20行政区で348人の雇用というふうに説明ございました。去る区長会では各行政区ごとにそれぞれの対応については何かいろいろ要望が出されたというふうに聞いております。例えば、賃金が下がっても2日で1回ではなく毎日パトロールを実施したいというふうに要望があつたり、それから特に周辺地区においては集合場所、役場ではなく地区集会所を基地としてこのパトロール隊を実施したいとかというふうな要望があつたというふうに伺っておりますが、この辺の対応についてまず伺いをいたします。

それからその下の11番需用費なんですが、失礼しました、12番役務費の中の保険料です。自治会保険ということで説明ありました。この全村見守り隊についての保険だということで56万7,000円を補正されておりますが、この具体的な保障内容について確認をいたしております。それからその下の13番委託料1億2,862万5,000円ですが、全村警備保障業務と

いうことでホームセキュリティ、月7,000円で1,750戸を10ヵ月分というふうな説明でございました。これも前、説明のときにこの警備保障業務についてこの金額と具体的なこの契約の内容についてちょっと不十分だったので、具体的な契約内容とその効果等について説明をいただきたいというふうに思っております。

それからその下ですが、8番報償費310万円、一般報償の中に区長さんの5万円掛ける20人分と、それから情報支援のホームページ30万円というふうな説明ございました。これは具体的にどのような情報支援のためにこの一般報償を支払うのか、それについてお伺いをいたします。

それから15ページですが、13番の委託料広報誌発送業務ということで319万7,000円の補正が組まれております。先ほどの説明ではお知らせ版などダイレクトメールということで月3,700通で70万円、そのほか印刷、封筒代だという話がありました。これは村からの避難先についての広報誌の発送業務というふうに伺っておりますが、例えば各行政区ごとに最低必要限の行政区のコミュニティを維持するための印刷物等もここの中に入れられるのかどうか、そういう運用ができるのかどうかお伺いをしておきます。

それから最後に15ページの19番負担補助及び交付金の飯館牛ブランド継承奨励事業補助金、優良雌牛の導入ということで50頭分、1頭当たり10万円ということで500万円の補正が組まれております。明日から牛の処分のための成牛競り市が本宮で開催されます。具体的にこの事業をどのように実施していくのか、それについて確認をしておきます。以上、お願いします。

○
住民課長（大久保昌憲君） まず私からは13ページの緊急雇用の全村見守り隊の賃金についてでございますが、1日7,000円ということで毎日作業が、パトロールができないかというようなことの内容でありましたが、これにつきましては放射線の健康リスクの管理という面からでございまして、2日に1回という形での健康管理を前提としておりますので、毎日の作業というのは今のところ考えておりません。最低でも2日に1回、あるいはそれ以上、そのような中での雇用を考えております。さらに、周辺地区での地区集会所を拠点としたパトロールというようなことありますが、最大限柔軟な対応をしていきたいとは思いますが、これにつきましてもある程度健康のリスクの管理というものもありますし、あと雇用、村民の皆様方の雇用の管理の面でどこまでそういう対応ができるのか、そちらについてはこれから検討していきたいというふうに考えております。以上であります。

○
産業振興課長（中川喜昭君） 私の方からは役務費の保険料の件でございますが、今回の見守り隊に当たりまして傷害保険をかけるべきではないかということでありまして、いろいろ検討いたしました。それで、先ほど説明ありましたように、自治会保険ということで今まで行政区の方でいろいろ区長さんのもとで活動する際に行政区に住所を持っていれば保険に入れるという保険がございます。それを村が全村民をかけるという形で考えていきたいということでございます。それで、一応保障内容でございますが、最高のランクを取りまして死亡一時金が1億円、入院が5,000円、通院が3,000円という保障内容でございます。

続きまして警備保障業務の分でございますが、一応今回考えております概要でございますけれども、まずは設置機具としましては空間センサー、人体の熱で感知するという部分

が5台、火災センサーということで3台、あとは外部の方にライトをつけまして異状があつた場合はランプがつくというような形を考えているところでございます。

15ページの飯館牛ブランドでございますが、これらにつきましては今回全村計画的避難をするということで、畜産農家の方々も避難をしていただくということでございますけれども、そういう中で今まで培つてきました飯館牛の継承をお願いしたい、ぜひとも継続して飼育をしていただきたいということでございまして、今回村の貸付牛、あとは村の優良雌牛リスト等をそれらから選んでいただきまして、それらを購入していただく中で継承していただくということで、それらの畜産農家の方々に対しまして1頭当たり10万円の補助をしていくということでございます。今のところ対象としまして通年畜産農家の方でできればこの事業を受ける方は最低2年以上は継続していただけるような形でお願いできればというふうに思っているところでございます。

総務課長（中井田 栄君） 15ページの広報誌発送業務、行政区長会でも出ましたけれども、それぞれ行政区の情報誌と一緒に発送できないかということありますけれども、今回の、先ほど補正でご説明しましたこの中にはなかなか行政区ごとに抜いてさらに情報誌を入れてというのはなかなか難しい作業だというふうに聞いておりますので、今後これはこれとしてお知らせ版、広報誌を送らせていただいて、さらに各行政区の情報を、コミュニティの形成も含めて何らかの対応ができないかというようなことで現在検討中でありますので、もう少し待っていただけるというふうに思います。

あと、もう一つの情報誌の30万円の支援でありますけれども、これはホームページのいろいろな支援等を受けておりますので、補償として30万円の補正をさせていただいたといった内容になります。

7番（菅野義人君） それでは、見守り隊の方から一問一答で進めてまいります。

放射線リスクの管理ということで毎日というのは考えていないというお話でございました。毎日やりたいというふうに考えている地区は2日に一遍定期的な見守りでは非常に不安だとそのように訴えているわけであります。したがいまして、賃金が下がったとしても何とか毎日やりたいんだとそんなふうな要望がある。それから放射線リスク管理のための機器は全然各地区では持ち合わせていないんです。ですから、単に2日に一遍やればリスク管理がいいだろうといふ話は私はかなり雑な話なのではないかと。ある程度線量をはかる機械を持ちながらその実態をつかみながらやっていくというふうな、そのような工夫も私は必要ではないかというふうに思いますが、再度ご答弁をいただきます。

◎休議の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午前11時36分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

7番（菅野義人君） それでは、地区ごとの班編成を効果的にやることによってその警備は毎日可能だとそのように理解してよろしいのでしょうか。

住民課長(大久保昌憲君) 今のところ考えておりますのが1日8時間勤務で3交代で24時間、3交代でパトロールをするというような考え方であります。でも、地区によっては8時間ではなく4時間というような考え方が、4時間ずつの交代というような考え方もあるっていいのではないかというようなことも考えておりますが、パトロールについては24時間体制でパトロールを実施していきたいと考えております。

あと、線量計だったんですが、当然線量計については隊の方には携帯をしていただいて、就労時における線量を把握していきたいというようなことで、線量計についても今こちらでの手配をする予定になっております。

7番(菅野義人君) 8時間3交代、8時間ずつローテーションを組んでいくというこれが例えれば遠くから、避難先から来た場合にこの8時間ローテーションを何とか12時間ローテーションで昼夜交代、2交代、このような考え方もできるのではないかということで各地区の中ではいろいろ検討されているんですが、このような交代の仕方も各地区の中での運用のひとつということで認められるというふうに判断してよろしいですか。

○ 村長(菅野典雄君) しっかりと線量を守るということが大前提でありますので、その中でそれぞれの地区がやりやすいような形を考えいかなければならぬのではないかというふうに思っています。ですから、これからそれぞれの行政区とご相談をさせていただきながら、できるだけその辺は今言ったように1人が今3交代でいくのを2交代にすれば当然1日おきという話にはならないということになりますし、場合によっては人が少ないところが勤めている方が土日ならばできるとかというのもあろうかともいろいろあります。いろいろな形が出てきますが、原則的にはその人が最低限20ミリシーベルトにならないような管理を大前提にさせていただく中でできるだけしっかりと守っていただく。その健康も守り地域も守るという話ではないかと思いますので、その辺はまたこちらの意向とそれぞれの地区の意向との真摯なやりとりのことをしていかなければならぬのではないかというふうに思っていますので、そういう意味からするとちょっと非常に時間的にはきつい中で精力的にやらなければならないというふうに思っていますので、代表の方との詰めをさせていただきたいというふうに思っています。

7番(菅野義人君) 保険料についてであります。自治会の保険ということで最大限の保障内容を受けた。ただ、私常識的に見ますと今までこの自治会の保険というのは運動会とか地区的行事とかそういうものに対する対象としての保険だというふうに実は理解しておって、今死亡された場合最大1億円、入院5,000円1日、通院3,000円というところまでついているというお話をございました。いわゆる警備ですよね、警備を対象としたこの業務に対してこの自治会保険というのは問題なく適用になるのかどうかちょっと確認しておきたいんですが。

○ 産業振興課長(中川喜昭君) この保険の内容を適用になるか聞いた場合、業務的な部分でもお話をしたところ、保険会社とお話をしたところですが、一応該当するというふうな返事をいただきましたので、今回補正という形で上げさせていただきました。以上です。

7番(菅野義人君) 私はどうも保険の契約事項についてかなり詳しくないんですが、例えば

どのような事故災害、例えばいわゆる人対人との警備の中で場合によっては暴力を受けた、こういったものも該当になるというふうに確認されたのでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） こちらで業務内容といいますか部分で暴力という部分までは話していなかったというのはありますが、ただ、今までの賠償を聞く中では草刈り等で相手にけがをさせてしまったとかそういう部分でも該当してきているという、実質そういうケースも聞いておりますので、そういう事故等も該当する。あと、車の移動にも該当するという部分でしたので、これらが適当な保険ではないかというような判断で今回計上したところでございます。

7番（菅野義人君） 考えたくないことなんですが、夜間等もし不法侵入者と遭遇した。もちろん一般の地区民の方ですからそれに対して制圧をするというふうなことはとらないで110番通報なんですが、そのときに何か肉体的な被害を受けたというものに対して該当外だというふうになるとちょっとこの保険が意味がなくなってくるのかなと。そういうことは考えたくないし起きてほしくはないことなんですが、そういうこともあり得るというふうに私どうしても多いんですが、その辺はいかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 確かに見回りします。これから3月31日まで毎日という形になります。そういう中でもいろいろなケースが考えられるかというふうに思っております。今回、一応この予算を上げる前には業者との話はそこまで詰めていなかった部分もありますので、その辺は慎重に詰めながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

7番（菅野義人君） 今度、質問をかえます。警備について、私は具体的に月7,000円で各うち、セキュリティをするということでどのような警備サービスを受けられるのかについてちょっと伺いたかったんですが、たしか先ほどの答弁ですと人体熱感知器の話とか火災警報の話とかというふうな説明がありました。各うちが例えば不法侵入者があったときにどのような警備を求めて受けられるのかと、そこについての答弁をいただきたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 一応この警備、先ほどもお話ししましたが、侵入と火災を警備していただくというようなことで、今ご提案をいただいているところでございます。もし侵入者があった場合は警報を発するということで、警備保障会社の方へ連絡通報がいくということで、それを受けた警備会社につきましてはすぐさまその箇所に対応するというような状況の内容になっております。以上です。

7番（菅野義人君） 質問をかえます。飯館ブランド継承奨励事業、趣旨はわかりました。今まで培ってきたものを引き継いでいくという、これは具体的に事業に当たって、例えば明日から成牛の競り市場始まります。そういうものの評価、そういうもので売買されたものに対する奨励金という形で発していくのか。場合によっては相対の中で例えば取り引いたもの、相対取引というのはなかなか後の補償の関係で難しいんですが、そのような仲介的な役割は例えば果たさないであくまでも競り、売買ということだけでいくのか。どのような形でその奨励金を運用していくのか。その具体的な方法についてお伺いします。

産業振興課長（中川喜昭君） 今のところは公式市場、競り等での売買された牛というふうに考えております。あすも競りもありますし、あと来月定期競りもあるという中で、そういう

う中で売買が成立された牛について考えていきたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君） そうしますと、あくまでもこれは競り市場での取り引きに対して導入されたものに対して、リストの中で選ばれた牛に対して導入したものに対してこの1頭10万円を交付していく。そのようなことのみの運用だというふうなことなんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 現在のところはそのような考え方で進めたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） 答弁の中でいただいたように、飯館牛今までいろいろ公社、いろいろ育種価のことも含めましてこの間リストした中ではかなり遺伝的に優秀なものがござります。当然競りに出ますと県内の買參人ある程度競り名簿にかかっていますので、私はかなりの買參人がそういう牛については本気になって追いかけるだろうと。そうしますと、この10万円という金額が私は予想以上に上回って競り市場ではそういう牛については高くなるというふうに私は実は心配をしているんです。そうしますと、仮にこの牛を継続される方が非常な今悩みながら継続を決意されて、何とか優秀なものを引き継いでいきたいというふうな動機にございます。その10万円という金額だけで果たしてそれが確実に保留というふうに結び付けられるかどうか。私はものによってはかなり流出していくのではないかというふうに心配するんです。その辺の金額とその辺の状況についてはいかがに思っていますか。

産業振興課長（中川喜昭君） 確かに優良雌牛のリストですとかなり点数の高いものもありまして、議員おただしのとおり、競り市場の中では価格が引き上がるかなというふうにも懸念される部分もあるかなというふうに思っております。今回継承という部分もありますが、ある意味貸付牛等の避難に向けて販売等をしないと避難できないという方もおります。ある意味、その販売額によって今回補償の基準額等も示されたということあります。そういうことで、後の賠償的な部分も出てくる。そういう中にしますと相対の取り引きですと根拠、その補償を請求するに当たっての根拠がなかなか証明しにくい部分もある。そういう意味では競りという公式市場が一番よろしいかなというふうに思っています。一方では今おただしの部分もあるわけですが、公式市場を通す中で補償もきちんとしてもらう、あとはもしかしたら高くなるかもしれませんけれども、そういう部分を通した牛を村としても導入していった方がいいのかなという考えであります。以上です。

副村長（門馬伸市君） 私らも牛のことが大変心配でありまして、飯館牛のブランドをどうやって守っていくのかということで農協と生産者と村と入って協議をしました。最初に協議した時点では20戸ぐらい残ってやるという方がおられまして、農協のリストによりますと優良牝牛が200頭から300頭ぐらいはここに今後のブランドを考えれば残していかないとあとでまたゼロから出発するようになるところが最新情報によると9戸なんです。それで、その9戸の中でもう自分の牛を一たん成牛ほとんど出して、そしてまた新たに少ない頭数から始める方、もちろん多分優良なのかどうかその中身はわかりませんけれども、そういう方は多分新たにいい牛を買いかえするというのかそういう気持ちでよそに行って買われるのではないかとこ

んなふうに思っています。

それで、今の買う方が9人ぐらいですので今の予算審議していますけれども、もしかしたら10万円ということなんですねけれども、頭数が買う人が少なくなってしまうとこれまた飯館牛のブランドの継承につながりませんので、そういう意味ではそういうものも見計らって今は10万円として提案していますけれども、それが例えれば頭数が少なければ20万円の支援もできるかもしれませんので、それらの今後の推移を見させていただいて、私たちは200頭から300頭はぜひ残したいとこういうふうに思っていますので、予算の執行状況を見ながら上乗せはできるかなと思っていますので、現在は10万円ということで提案をしておりますけれども、変更もあり得るということでご理解いただけたと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 嘆飯のため、休憩いたします。

再開は、12時半にオーストラリアの家畜生産事業団会長がみえますので、若干余裕をとりまして13時20分から再開いたします。

（午前1時54分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時30分）

産業振興課長（中川喜昭君） 先ほど菅野義人議員の方からご質問がありました自治会保険の見回り中での暴行での部分であります、確認しましたところ、傷害となれば保険適用になるということです。あと、先ほど説明する中で保障内容であります、死亡一時金1億円、あと入院の日額が5,000円、先ほど通院日額が3,000円というふうなお話をしましたが2,500円ということです。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） まず13ページの賃金について、紛争審査委員会委員の方からお聞きしたところ、放射能がある地域での作業賃金については通常賃金より高いものが損害請求としてはできるんだというお話をありますけれども、ここでの賃金はどういう査定に基づいて設定されたのか、まず伺うものであります。

さらに、働く人の健康問題ですけれども、大倉地区で見回り隊をやると長泥地区で見回り隊をやる方と同じ8時間勤務でどういうことでどういうふうな村長の言う20ミリシーベルトを守ればいいんだという中身では勤務体系なりどういうふうに考えられて同じようなスケジュール日程にしているのか伺うものであります。あとは、先ほど保険の問題、働く人の起きる事件、傷害やら死亡まではないと思いますけれども、事件はないかとは思うのでありますけれども、もし万が一あった場合には先ほど示された内容だけでそのこと以上のものが請求事件として起きた場合は国県はどれだけの補償をしていくのか。これは国県指示のものとの雇用創出事業でありますから、その辺はどういう確認をされておられるのか伺うものであります。

あとは、避難の問題で現在の県外・県内各市町村含めての実態数、さらには避難先から自宅へ帰る場合の、ときどき帰るようになると思うんですけれども、そういう交通費はど

ういうふうな形になるのか。あとは、先ほど議員からもありましたけれども、避難先の各地区ごとのコミュニティを図るために地区の広報誌発行なり、さらには地区同士の郵便、電話などでの班長さん、区長さんとの関係での連絡なりそういうことについての経費はどういうふうにされるのか伺うものであります。

あとは、扶助費の県外避難者数の接種、これは内容といつどのように実施されるのか伺うものであります。

○ 村長（菅野典雄君） まず賃金についてというご質問がありました。放射能のところは一般的なところよりは高いのにどうしてということあります。当然、村にも臨時職員その他の給料表はあるわけでありますが、できるだけ個々の実態に即した中でということがいいのではないかとこういう形で決定をさせていただきました。それから、線量の高いところと低いところで同じでいいのかという話ですが、どこまでがどうするということになりますとこれまた難しい話ですから、そういう意味からすると線量の高い低いにかかわらず同じ村内でございますので同じ形にさせていただいたということでございます。

それからあとで担当の方からなんですが、避難先のコミュニティを図るためという話なんですが、これはいろいろな方法があろうと思うんですが、今のところまとまってという形はたぶん仮設住宅で幾らかなりともあろうかと思いますが、それ以外はなかなか今までの地区のつまり、コミュニティという形にはならないだろうというふうに思っています。なるようには努力していますが、なかなか難しいだろうと。したがって、先ほどの質問もありましたように、そこをどういうふうに地域の人たちでのコミュニティをどうしていくか、あるいは村と地域とのコミュニティをどうしていくか、その辺がこれから課題だというふうに思っておりますし、幾つかの情報機器を使うなり、あるいはまた別な方法なりとこんなことをこれからきょうご決定いただきましたならば役場が飯野支所の方に移るというプロジェクトチームの中でのいろいろ検討になってくるのではないかというふうに思っておりますし、また改めてその辺が出てきましたならばご提示をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

○ 副村長（門馬伸市君） 2点目の保険の件でありますけれども、この件については国の事業や県の事業、村の事業にかかわらず今まで一定程度の保険をかけながら事業を実施してきました。今回は多分今までいろいろ事業をやってきた中では額としては大きい方なのかなとこんなふうに思っていますし、これ以外の請求が出た場合のということになりますと当然国の方というわけにもいきませんし、例えば死亡の場合、最悪の場合1億円以上のものが請求された場合については今のところ保険外の負担は村の方としては考えられないということかなと思います。

それから3番目の避難されている方がときどき帰ってくる、県内・県外かかわらずその場合は原子力損害賠償法に基づいてそれは賠償の対象になりますので、きちんと整理をしておけば後で補償の対象になるということだと思います。

あと、その他は担当の方から。

健康福祉課長（菅野司郎君） 15ページの扶助費の県外の予防接種の件であります。こちらの方は小さいお子さんの分ということでヒブワクチンとか肺炎球菌ワクチンとかBCG、

あるいは3種混合といったものでありますし、麻疹・風疹とか日本脳炎といった内容になります。ちなみに、ゼロ歳児で今のところ県外に行っている方、あるいは予定されている方がゼロ歳児で7人です。1歳児で8人、2歳児で5人というような情況になっております。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 健康問題では長泥の方も大倉の地区も同じ業務をやっていった場合に、私はかなり放射能の高い地域では数字が上がっていくのではないかと思うんですけれども、交代は3交代で同じということありますけれども、村内9事業所決定についてもうありますし、あとは村外で仕事をする方は村外で11時間ほどいますので戻ってきてうちで暮らしても20ミリシーベルトは守れればいいのであればうちにいて避難しないという方もおられますし、石屋さんとかハウス施設園芸農家では屋根があり線量が少ないので外から通って仕事をしたいという方もあります。そういう方は村長の言うしっかりと線量を守るのが前提であるという20ミリシーベルトを守るという部分でいけば同じ放射能の被害を受けた村民にとってはどういうものなのか。なぜ9事業所だけがそういう作業をしていいのか。それ以外の方はどうして同じ20ミリシーベルトを守るとすれば悪いということになるのか。役場職員についてもどういう交代制でこの20ミリシーベルトを、役場だけではなく特老も1事業所に入りますからあれですけれども、どういう健康を守ることでどういうふうにされるのか、もう一度伺っておきます。

村長(菅野典雄君) 国が飯館村に示したのは全村避難であります。ですから、本来ならば全員が飯館村から出なければならぬわけですが、そういう形になりますとかなり村民の生活のリスクといいますか大変な思いをしなければならない。何とかそこを少しでも生活を守ってあげたいというそういう考え方から国と長い間折衝をしてきたところでありますて、当然そこにはいろいろな要件なり何なりがあるわけですから、あれもこれもという話になりますと、それは全部だめだとこういうことになりますので、細かい話はしないでいただきながらそれぞれ村民の健康を守るという中でやっていただきたいということでございますので、例えば大倉の方はいいから毎日やっていいです、こちらはそうではない、では真ん中はどうするとかそんなことを言い出したら全く切りがございませんので、一度決まったことはその中でみんなで頑張っていただくという考え方方に立っていただきたいというふうに思っております。以上であります。

10番(佐藤八郎君) どういう意味で答弁しているのかわかりませんけれども、健康をしっかりと守るのが前提だという村長の20ミリシーベルトが村内で働くことの許可だということで9事業所がされ、役場労働者もどのぐらいのあれかわかりませんけれどもそういうことになるのでしょうかから、それを守れる方であれば通勤していくてもいいのではないかという多くの村民の皆さんがありますけれども、避難しなくとも朝6時から夜の6時過ぎまでは村外で暮らしています、仕事をして。その方はうちに戻って20ミリシーベルトを守れるのではないか。あくまでも健康を守るのが20ミリシーベルトであればそういう考えも当然村民は持つのでありますけれども、今村長の言う大倉でも長泥でも同じ流れでどういうふうにその流れでいった場合、大倉は何日目に20、長泥は何日目に20になるんですか、具体的に。

村長（菅野典雄君） 大変村民の多くの方のことを考えていただけるのはありがたい話でありますけれども、もしさういう考えがあるのでしたらぜひそれぞれいろいろなルートがあるだろうと思いますので、国の方とお話をさせていただいて、少しでも了解の得る回答をいただければ村民は助かるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

10番（佐藤八郎君） 村長ですから、予算書提出しているわけですから、行政責任を果たす答弁にはなっていません。同じ放射能の被害を受けているんです、みんな。ただ、あしたから給与をもらって働く人と給与をとることができなくて避難している村民といろいろ分かれるんです、実態として。その一つの施策として全村見守り隊も一つの雇用の場だと、今後行われる土壤云々もその場だというふうに、それをまたに該当しないで生活費に苦しむ同じ放射能を浴びている村民がいるんです。そういう部分の救う道は示せないですか。

○
村長（菅野典雄君） ですから、全員を守ることは計画避難にならないことありましたけれども、残念ながら飯館村は放射能の風の向きによって全村避難ということになりましたので、精いっぱいできる範囲で国と向かい合わせていただいてなった、今のところまで来たわけでありますから、またそれでできないところはいろいろな村の対応の仕方も幾らかなりともあるかもしれませんので、そういうところでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○
10番（佐藤八郎君） いろいろと今後も検討していくということですけれども、あくまで公正平等にあるべき行政責任を果たすべきことだというふうに私は考えますので、そういう方にとっては非常に健康も害していくような今の仕組みですよね、長泥と大倉で一緒の行動をとつていけば当然毎日毎日線量の違いがあるわけですから。そういうことからして、あと職員についてもどういう形で飯野とこちらの関係で3交代でどういうふうに回るのかわかりませんけれども、いずれにしても健康を守るという村長の前提からすれば各村民にきちんと健康を守れる線量をはかるようなそういうものをきちんと保障しながら、ときに応じては内部被曝検査までも受けさせるようなそういう本当の意味での健康対策が必要だと思うんですけども、あとはどうしても生活に困る方々がいれば現法の中での社会保障制度もありますけれども、きちんとした生活支援策をきちんととるべきだと思うんですけども、何か遠くに避難させられることになってうちに戻るのには大変な時間がかかる。それでもかかった費用については副村長の言う東電への損害費用で出せばいいんだということがありましたけれども、そういう形だけで村民をこのままばらばらの状態にしておくことが公正平等の観点からいいことなのか、施策を求めるものであります。

村長（菅野典雄君） 6,100人の村民はみんな村民でありますから、全員同じであります。しかし、それぞれの一人一人、1家族1家族、あるいは事業所にしてもみんなそれぞの要件が違いますから、残念ながらそれを全く同じという話は全く非現実的だというふうに思っております。それに近づくように努力をするということであります。ただ、健康に関してはこれはしっかりと村として守らなければなりませんから、これからいろいろな健康についての対策は講じていきたいとこんなふうに思っているところであります。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 9事業所の決定はどういう流れでできたのか、いろいろ私が聞いた中では最初は産業振興課から商工会に指定があって、その後に説明があって、その後に全体事業者の説明があって、ここ4月中旬に入ってからやっと9事業所という事業者名が出てきたんですけども、そういう雇用というか働く場の提供、その部分では多くの事業者が合意を得られておるのかどうか。ここ何十日いろいろな事業者に会っていますけれども、最初の段階は声がかからない、次の段階も声がかからない、最後の二百何十社のときだけ声をかけられたという事業者が大分おるんですけども、そういうものはどういう流れでこういうことになったのか。

村長（菅野典雄君） 何度も申しますが、全村避難であります。その中で今までいろいろモニタリングをしてきた結果、屋内で仕事をするというところのすべてではありませんけれども、大変線量の低いところがあるということで、もしそういうものがしっかりと守られれば村外から通っても20ミリになる可能性が少ないのでないか、こういう理論づけをさせていただきまして、まず屋内で仕事をする方、そういう職種の方に声をかけさせていただいて、その中でこれからも村内でやられましょうか、それとも村外でやられましょうか、それともまた別な道を選ばれましょうかという話をその約30近くあったと思いますが聞かせていただいた中であの上がって手を挙げていただいた方をいろいろ審査をさせていただいて、何度も言いますが、屋内である程度の低い線量で仕事ができる環境のところをお願いをして国の方に上げさせていただいたということであります。ある程度、規模は上げましたし、また国の方もそういう線量の問題があつてそれぞれやりとりの中で9事業所が決まったということであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎議員、今の質疑を聞いていますと賃金、警備、避難、予防接種からの議案内容について質疑をしてまいりました。そこから議題外に入っておりますので、議題内に戻すように注意をしたいと思います。

10番（佐藤八郎君） それでは、避難の方に入っていますけれども、実態はどういうきょう時点でなっておられるのか。あとは地区関係のコミュニティづくり、区長さんが班長さんを通していろいろやる場合、それは地区の予算経費の中でやるようになりますか。

総務課長（中井田 栄君） まず1点目の避難の状況でありますけれども、5月20日現在の避難の状況であります。県内の避難が2,929人、県外が554人、合わせて3,483人の避難状況であります。2点目のコミュニティの部分でありますけれども、行政区長会にもお話ししたところでありますけれども、まだ細かくは決まっていないわけですが、大きくは今までの20行政区の仕組みにつきましてはそのままにして、とにかく避難先、仮設住宅5ヵ所、あと2次避難先約600戸あるわけであります、今後そこで新たなコミュニティというのは発生するわけでありますので、そこで新しいコミュニティづくりにある程度制度的にも補助金等を出せるような形で今後検討していきたいというようなことで、現在検討中でありますのでご理解をお願いいたします。

10番（佐藤八郎君） 区長さんには全村民の避難住所をさっき徐々に集まって現在で避難している方の区長さんによってはそれを班長さんには班内の方の住所だけはお知らせしますという流れのようですが、村全体としてはどの辺が各村民の住所といいますか住

所がプライバシーになるかどうかわかりませんけれども、今まで村内にいた場合はそういうものを守らなくてもみんなお互い各部落知っていましたからですけれども、今度こういうふうになった場合にそういう関係ではどういうふうに行政としては当たっていくのか。

総務課長（中井田 栄君） 先ほど補正予算の中でも若干説明をしておりますけれども、避難先のマップをつくりまして、それぞれの避難先ごとに避難している方々の名簿がわかるように整理をして1本で、現在それが入居申請申し込みだ何だで分かれてやっておりますけれども、それを最終的には一本化にしてあと避難先のマップをつくってあと名簿をつくって、どこまで出すかはこれから検討しますけれども、ある程度行政区長さんにはそれぞれの行政区の中での避難先がわかるようにお知らせをして、先ほどのようにコミュニティ情報誌を発行する、いろいろあるかと思いますので、それは区長会も開いてそしてあとこちらでも個人保護の部分もありますので、ある程度協議をした中で決めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

6番（佐野幸正君） 13ページですが、見守り隊の賃金です。348人で6億5,600万円も上げておりますが、その辺、人数によって2日に1回というのが基本だそうですが、集まらないところもあるし多いところもあると思いますが、この部落に割り当てられた人数ではちょうどこのようにいかないという場合は非常にあると思いますが、その辺の対応をどうするのか伺います。13番の委託料ですが、警備保障業務1億2,800万円ですからこれは一応村でこういう業務きちんとやってどのぐらいかということは一つの会社に頼むのではなく、競争契約、入札によってやりたいと思いますが、その辺の考え方を伺います。区長手当、報償費、区長さん非常に大変で5万円出すということですが、区長さんの下には組長さんとか班長さんがいるんです。その人たちも非常に一生懸命やっているんです。その辺の考えはどうなのでしょうか。あともう一つ忘れましたが、上の賃金です。見守り隊事務員補助賃金、大分これは公務員を頼んでおくのですか、その辺何だかわからないですが、1人当たりにすると355万円です。またその上の事務補助員賃金、これは20人なんですが、これは1人上は6,450円ということで非常にその辺のことがどうなっているのか私は聞きたいと思います。以上です。

村長（菅野典雄君） 地区によってなかなか見守り隊が集まらなかったり、あるいは集まり過ぎたりということがあるのではないかとこのような話であります。当然可能性としては考えられます。ですから、その辺をこれから調整をさせていただくということで、最も近くても2日に一遍がギリギリだと。それは場合によっては3日に一遍でも4日に一遍でもこういう形で、何せ健康を守るためにこれはこれがギリギリの線ですからというそこを守っていただけでいろいろ工夫をしていただいたら、場合によってはその方をどちらかからどちらかに回させていただきたりとか、場合によっては先ほども言いましたように土曜・日曜は場合によってはいない場合には勤めている人が土曜・日曜できるということもあり得るかもしれませんと。いろいろなケースが考えられますので、それはこれからご相談をさせていただいての非常にスムーズに自分の地域は自分でしっかりと守るんだ这样一个原点に立ってやっていただきたいとこのように思っているところであります。

それから2点目の警備のことでありますけれども、何社かお話をさせていただいた中でここが一番安いとこういうことでの決めさせていただいていると、これから契約は結ぶわけでありますけれども、その数字を出させていただいているとこういうことでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

区長さん、確かに当然班長さんも大変だということはわかっておりますので、今回は今まで、そしてこの避難というところでいろいろ調査をしていただいたりいろいろ足を運んでいただいたりということで今回、前回に続いて出させていただければということではありますが、当然これから新たな避難の中での区長さんの役割、あるいは班長さんの役割ということが今までとは違ってくるのではないかというふうに思っていまして、そういう中でまた皆さん方の声を聞かせていただいて応分の考え方もしていく必要も出てくるのではないかとこのように思っていますのでご理解をいただければと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 賃金の部分でございますが、今回緊急雇用ということでの部分であります。まず1点目の事務補助員賃金、これは20名ということでこれは今後避難された部分での行政として手当をするために一般の方を臨時職員として雇いながら雇用促進を図りながら行つていきたいということの20名でございます。あと、下の見回り隊の事務補助賃金でございますが、一応今の考えでは今回6億円の事業費を使いながら全村見守りをしていくということで日報やら、あとは行政区との連携、かなりの事務量になるということである程度の事務をやってきた方々を事務局に充てていかなければならぬということで、ここに詰めていただく方については今まで事務を担当してきた方々を割り当てていきたいという考え方でこのような金額を出しているところでございます。以上であります。

6番（佐野幸正君） 見守り隊、2日に1回ということでありまして、賃金基本7,000円ということであれば月10万円、残業手当あっても恐らく12万円ぐらいにしかならないのではないか。それでは生活していかれないというのが実情ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 確かにそれで生活がなかなか大変だろうということはあるだろうというふうに思いますが、少なくとも2日に一遍、あるいは3日に一遍ということになりますとその間何ができるというと当然できないわけでありますけれども、その仕事の日数で生活ができるようというふうに補償をということになりますといろいろバランス、あるいは他との、働いている方との賃金などを考えますと決していい形にはならないのではないか。いい形にならないからここに決めたというわけでもございませんけれども、大体10万円前後になるというふうに計算になれば、あとは家族の中の協力なり何なりで何とかお願いしたい。つまり、本来であればほとんど全村避難ですからよほどのことのない限りは皆さんは職を失うという中で幾らかなりとも生活の糧をとっていただきたいという村の切なる願いに國の方も大きな気持ちで決定をしていただいたとこういうことでありますから、ぜひその点でその方向でご理解をいただきたいというふうに思っています。以上であります。

6番（佐野幸正君） 大体の人はその辺の日雇いに行っても20日から多いときは25日ぐらい働

きます。安くて7,000円はもらっていますので、最低でもそのぐらいの賃金を考えないと働く人は非常にそれで一家を賄ったりまつたりしてやっていくわけですので、そういうようなものですから何とかローテーションの中において3日に2日ぐらいの働く日にちをつくるとかそういうような方向でもうちょっと賃金を上げていくというような考えを持ったらどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろなローテーションの組み方はあるだろうと思うんですが、何度も言いますように一番は線量を守るということでありますから、そこは一番の原点に置かせていただくということで、もしそれがどうしても大変だということになれば、大変でも村外で仕事を探していただくということしかないのではないかとこのように思っているところあります。

6番（佐野幸正君） ホームセキュリティのことですが、こういう業務内容でこういうことまでの補償をきちんとやってくださいということで競争入札をと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 先ほど村長がお答えしたように、今回予算を出すに当たってはセコム、それからアルソックということで見積もり書を出してもらいました。それで、今は大きなところは二つですからその二つを比較して今回アルソックの方が年間の経費が安いということで提案をしているわけですので、ここでまた競争入札というわけには、結果は同じになるかもしれませんけれども、そういうことでご理解をいただきたいということです。

6番（佐野幸正君） 賃金のことなんですが、事務員の補助、一方は6,450円で使って一方は非常に高い。補助でも非常に能力を持った人も安い人でも非常に高くもらっているから能力があるということはないと思いますので、その辺高い人はだれを使うんですか。

村長（菅野典雄君） だれかれをここで言うつもりはございませんが、今まで村としてそれぞれの立場で雇っていただいたというか働いていただいた方をこの機会にできるだけ拾つてあげるという言葉になるとこれは誤解があるかもしれません、続けて働いていただくということで、あらゆる努力を内部でやってきました。ですから、今ほとんど村に関係する形でお仕事をしていただいている方はごく一部を除いてはできるだけ今回拾わせていただいて、続けて仕事をしていただけます。それがまたいざ再興になったときにそのまま続けていけるのではないかとそのように考えておりまして、その中でこの皆さん方の見守り隊の事務統括をする方をきちんと今までの中からお願いをするとこういうことになりますから、当然今までよりははるかに少ない形にはなるだろうと思うんですが、そこでまるつきり今までの10分の1とか3分の1という話にはなりませんのでこのような数字を上げさせていただいたんですが、ちょっと人数と金額という形はやってみないとわからないんですが、多分もう少し人数は必要ではないか。何度も言いますが、6億円の皆さん方のあれをきちんとして、しかも補助事業でありますからいざ何かがあっても絶対に間違いのないような形にしていかないと補助金返還などということには絶対できませんので、そういう意味でしっかりと事務局はしていかなければならないのではないか。その事務局とて毎日という話にはなれない可能性も場所によってはありますので、その点で人数

的には、金額的には上がっている、こういうことでありますのでご理解をいただきたいというふうに思っています。

6番（佐野幸正君） 何かさっきの賃金がみんな職を失ってお金がとれないというような考え方との話では整合性がないです、村長。みんな職を失うんです、大体部の人は。それなのにこの人たちだけ優遇ということがあるのか。その辺を伺います。

村長（菅野典雄君） 決して優遇ということではございません。ぜひできるだけ早く、また本来の村の姿に戻ることを考えた中で、しかも今回全く考えられなかつた避難しながら6億円の形で自分たちで自分の村を守るという事業が来たわけでありますから、これがしっかりと問題のないような形にしていくという中での今回のこの予算措置でありますのでご理解をいただきたいと思います。

9番（大谷友孝君） 何点か確認させていただきます。13ページの警備保障業務、先ほど内容等については人感センサー5台、火報が3台、外部ライト1台ということがありました。これはどの程度の家屋が基準になったのかお知らせいただきたい。それと、13ページの消防費災害対策費の7の賃金、それと15ページの重機借り上げ材料費等々で5,000万円ほどの道路改修費を見ています。38路線68ヵ所ということでございました。工期完了をいつごろと見込んでいるのか。また、発注対象となる業者についてもお知らせをいただきたい。15ページの19番の負担金補助及び交付金の中のかわら屋根復旧事業の補助金3,000万円がございます。説明によりますと300戸ほど復旧費の2分の110万円限度で補助をするということでございます。この補助対象については3.11、今回の地震、そこまでさかのぼっての手当てとなるのかお尋ねをいたします。

産業振興課長（中川喜昭君） まず1点目の警備保障の、先ほどお話ししました設置機具等のモデルということですが、一応飯館村で言えば今座敷が二つで2階に部屋がある部分かなというふうに思っております。それで、今後この家々によっても大きさも広さも違いますが、一応そんな風の今話を詰めているところでございます。今後それについても業者の方と詰めさせていきたいというふうに思っております。

あと、道路改修でございますが、震災以降なかなか手をつけられていないということでありますが、ただ、今回避難するに当たって移動の際の安全確保等や今後の見回り隊の道路の安全確保等、早急に仮復旧をしなければならないというふうに思いまして、今回それぞれ契約ではなく仮復旧的な改修工事をしていきたいというふうに考えております。工期につきましてはきょう議決いただければ早急に業者の方にお願いをしながら早急に管理をしていただくように考えているところでございます。また、業者につきましては日ごろ災害等での道路パトロールをお願いしている部分や、あとは道路の除雪関係、あとは工事等を請け負っている業者等もございます。その辺も考慮しながら、中心的には村内業者を中心にしてやっていきたいというふうに思っております。

あと屋根かわらにつきましては、今のところ今回3月11日の地震で発生したのが大きな原因でありますので、3月11日の地震によって災害を受けたかわら等を対象にしていきたいというふうに考えております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 警備、通常3部屋の2階という考え方だということであります。通常のう

ちということで、人感センサー5台、火災3台というのがいいのでしょうかけれども、この先ほどありました外部ライト1台というのは通常近づけば電気がつくというあれとはまた違うのでしょうか。どんなような内容なんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 外部ライトは何か侵入者があったときの非常用の外に知らせるライトというふうに考えております。

9番（大谷友孝君） アルソックとの契約だということでありますけれども、この前もちらつとお伺いをしましたけれども、警備業法の中でいわれています発報から現着まで25分以内というものがあります。これは完全にクリアできるというふうに理解してよろしいのかどうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 規定の中でそのような部分があるということも業者と打ち合わせの中ありました。今のところ、業者とはそのような対応をしたいという話をしているところですが、今後詰める部分があるのかなというふうに思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君） もう1点、これは24時間体制というふうにとらえてよろしいのか。

産業振興課長（中川喜昭君） 一応24時間体制でというふうに考えております。

9番（大谷友孝君） 道路復旧工事でありますけれども、仮復旧工事だということでできるだけ早急にという工期についてはそのように考えているようでありますけれども、避難区域ということでいつまでもということにはならないでしょうけれども、事業内容等この路線箇所、最終的にはどの辺までには完了できるというふうに見ておられるのか。あと、業者、村内業者ということでありますけれども、常に出てきますけれども、村内業者4業者ぐらいになるのかどうか、その辺もお尋ねしたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回の工事の内容につきましても、本当に舗装を仮復旧するだけで済む工事の場所もありますし、あと路肩の方が崩れている場所、ただ延長が長いという部分もあります。あと大きな場所ではがけ崩れといいますか落石等があってネットが外れてしまったというようなことで、いろいろ工種的な部分では出てくるかなというふうに思っております。おただしのとおり、早急に避難しなければならないという部分がありますので、その辺も考慮しながら仕事の方を依頼をしていきたいというふうに思っております。どれぐらいという日にち設定ということでありますけれども、設定をせずにすぐさま直していただくように業者の方にはお願ひしていきたいなというふうに思っております。

あと、業者につきましては先ほど言いましたように基本的には村内業者にというふうに考えておりますが、場所的な部分とか今までの関連工事の関係もあるという部分もありますので、その辺も考慮していきたいというふうに考えております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 屋根がわらの復旧でございますけれども、質問に対して課長からの答弁はかわら屋根というお話もありました。しかし、かわら業界を聞いてみると品薄、その被害の箇所の多さからして二、三年待ちだろうというふうに言われているようでありまして、かわら屋根からトタンにふきかえるということもあるようあります。このようなものも該当させるのかお尋ねをしたい。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしのとおり、屋根がわらの今流通の話がありましたが、

私どもも業者の方に確認しました。なかなか流通がしていない状況もあるということあります、一応今回の制度につきましてはまずはその被害があった家の方がそれぞれ建てられた大工さんといいますか建築屋さんの方にお話ををしていただいて、それがかわらの流通がそこであるかどうかというのもあるかと思いますが、まずはみずからが建てた部分の建築屋さんにお話をいただきながら進めてもらうしかないかなというふうに思っております。流通が悪い状況であればトタンでの仮復旧的な考え方もやむを得ないのかなというふうに思っております。これについても被害のあった家の方々と相談しながら進めていきたいなというふうに思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君）　避難も迫られている、避難をする前に改修を済ませたいというのが願いだらうというふうに思いますので、申請等にあってはなるべく簡便なもの、そう書類を幾つもそろえて云々ということではなく、できるだけ簡単な申請で受理されるよう、そのような努力もお願いしたい。いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君）　おただしのとおりであります、こちらとしても補助ですので申し込みという部分、いかないかと思いますが、申し込みのような申請書で、あと実績に当たりましても領収書等を添付していただいた中でこちらで補助を出すというような部分で、あと先ほども言いました3月11日よりさかのぼるという部分でありますので、多分にして修理なされたところもありますので、その辺も考慮しながら簡便な方法で助成していくような体制を整えていきたいと思います。以上であります。

議長（佐藤長平君）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君）　議案第39号一般会計補正予算について、ただいま提出されたものは皆さんの中で審議され、答弁ありましたけれども、提案されたものには賛成するものでありますけれども、余りにも違う人生とされている村民の暮らし、そこで不足している予算を要求するために反対討論するものであります。

全村民は同じく放射能を浴びております。健康を守るために、すべての方に公平に線量計、そして仕事の場、そして生活支援費、乳幼児、子供、蕨平、長瀬、ヒソ、滝下地区などの放射能を多く浴びていると考えられる村民への内部被曝検査の予算がないし、水素爆発の音は蕨平地区においては音そのものを聞いた方がおられるほど大変なものであります。まして、その水素爆発直後より避難受け入れに日夜奮闘された消防団、婦人会、区長会、地区役員、役場職員、特別養護老人ホーム職員、社共職員、ボランティアなどの方々の健康検査をきちんと早く予算化すること、さらには急ぎ国、東電への損害補償要求を村民各戸の各個別の対応を職員を配置しながら早急にまとめ上げる施策予算が不足している予算であります。急ぎ村が受けた村をも人生をもかえようとするこの原発災害、このことは国や東京電力に対して損害補償をきちんと100%達成させることが今村民は望んでおります。そのことを強く要求を申し上げ、発言を終わります。

議長（佐藤長平君）　ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） これで討論を終わります。

これから議案第39号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第2号）について」の件を採決します。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立10名、多数であります。よって、議案第39号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第2号）について」の件は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6、議案第40号 飯館村役場飯野出張所設置条例

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第40号「飯館村役場飯野出張所設置条例」を議題とします。

○ これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 出張所における村民への行政責任を果たすためにどのような執行体制業務、あと集団避難所なりの対応をどのような執行されるのか。さらには、この出張所はいつから移行されて実際仕事に当たられるのか伺うものです。

副村長（門馬伸市君） 仕事の内容でありますけれども、今やっている仕事の内容とかなり異なってくるのかなというふうに思います。一面では一定の仕事は同じ仕組みでやりますけれども、農業分野とか商工関係の分野とかここでやるわけではありませんので、おのずと分野によって異なる仕事になるかなというふうに思います。一方では住民に対するサービス、そちらの方は逆に充実をさせていかなければならないのかなとこんなふうに思っています。それで、多分一気に向こうに移るところというわけにはいきませんので、現在向こうに移った際の仕事のプロジェクトチーム、あしたあたりに立ち上げましてその準備に入る予定であります。当分はこちらと向こうと2カ所で行政サービスを行うようになるのかなというふうに思います。

○ 向こうに移るのは、今考えているのは6月20日頃かなと思っています。こちらの方の準備体制もありますし、一方では向こうにもう既に三千数百人の方が避難されていることもありますので、そういう避難している方のサービスも考えていくながら、最初に行くのは来月の20日前後かなとこんなふうに思っています。最終的にはみんな役場向こうの方に移るところというわけにはまいりません。きょう予算審議していただきましたけれども、見守りの防犯体制の分、あるいは9事業所が残る、また最終的に何人かは残る人も、どうしても残る人が出るのではないかというそういう心配もありますが、そんなこともあればライフゲートは絶対にとめられない。あと、一方では窓口業務、日中550人程度の従業員がここで働くようになりますので、そういう利便性も図っていかなければならないところで、窓口業務、住民課、あるいは健康福祉課のそういう窓口業務は当然何人かは必要なのかなと。あわせて、防犯体制の見守り業務も現地はここになります。飯野ではなくここで司令塔になって現場で事業を実施するところになりますので、こちらの方にも一定程度の職員を配置をしながらやっていく必要があるとこんなふうに思っています。

す。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 当分の間ということで、今いろいろ見守り隊、9事業、さらには避難をしない村民、ライフライン云々ありましたけれども、今の時点というかこれからも含めてですけれども、日中における村内的人口は何人おられるようになります、そのことに当たつての窓口業務、さらには見守り隊の拠点はここに置くということですので職員の配置問題、職員の交代勤務においての健康管理はきちんとできるのかどうか伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） 日中における村内的人口は何人かということであります、今わかるのは9事業の550人程度と、防犯の見守り隊の皆さん約350人、交代になりますけれども、1日に350人ということではありませんけれども、その皆さん方、それから役場の職員、これも最終的な話になりますけれども10人ぐらいは残って仕事をせざるを得ないのかなということあります。その他の最終的な避難を見きわめないと何人残るという話は私はここで言えません。今わかるのは今の人�数程度かなとこんなふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 先ほども言いましたけれども、職員は避難受け入れからずっとマスクもしない何もしない。そういう中で先頭に立って働いてきて、大分人によっては相当な放射能を浴びている方もおるのかなと考えられるんですけども、さらに今後窓口業務の方だけがこちらに来るのかどうか、その辺わかりませんけれども、業務そのものをどういうふうな流れの中でやっていくおつもりか、もう一度。

副村長（門馬伸市君） 職員、本当に原発の事故以来相当外歩きもしていますし、放射線量のこととも心配なわけでありますけれども、内部被曝検査をしてもらうように国の方にはお願いしております。ただ、現在のところ県内には二つしかないそうなんです、検査をする箇所が。ですから、聞くところによりますと移動して内部被曝検査もできる機能もあるというふうに聞いておりまして、どういう方法がとれるのかわかりませんけれども、比曽、長泥、蕨平地区はもちろんありますけれども、そのほかの方々、子供さんも今も残っているんです。ですから、そういう検査を国の方には現地対策室の方を通じてお願いをしているところであります。

職員なんですか、窓口業務といつてもできる人はいっぱいおります。ですので、放射線量のこともありますので、ずっと年間通してこちらにいるということではなく、そういう線量も測定をしながらある程度交代制で勤務をしてもらうように今考えているところでございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号「飯館村飯野出張所設置条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号「飯館村役場飯野出張所設置条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第7、議案第41号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第7、議案第41号「飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号「飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決します。

○お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号「飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○日程第8、議案第42号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第8、議案第42号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） この一部改正することによって村内における対象実態と影響はどういうふうに考えられているのか伺うものです。

○住民課長（大久保昌憲君） 現在での課税限度額、医療分が50万円、これが現在ですと7世帯であります。支援分が59世帯、介護分が23世帯で、現在ですと延べ89世帯の状況であります。22年度ベースであります。これが改正後になりますと22年度の所得の状況、あるいは被保者数の状況を22年度ベースで考えた場合であります。医療分で同じく7世帯、支援分で45世帯、介護分で10世帯ということで延べ62世帯の方が該当になるということでありまして、比較をしますとこの課税限度額の引き上げで27世帯が減になるというような状況であります。

この影響でありますが、課税限度額の引き上げといいますと所得の多い世帯については税負担が据え置くことで税負担というものはふやさないということ、課税限度額そのままですと課税限度額が据え置かれれば負担はふやさないということですが、逆に課税限度額に達しない世帯の中低所得者の世帯に対しては逆に負担が増すことになっているという状況でありますので、今回の課税限度額の引き上げによって中低所得者の世帯の負担が減少になるという状況になるかというふうに考えております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第43号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり) ()

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の件は原案のとおり承認することに決定しました。

◎閉会の宣告 ()

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

(午後2時52分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年5月25日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

佐野章正

〃 会議録署名議員

菅野義人

〃 会議録署名議員

大和田和夫